



県章

三重県公報

平成2年1月19日 金曜日 第106号

目次

告示

- 家畜伝染病が発生した旨の報告 (畜産課) 1
 - ふ化業者の登録 (同) 2
 - 保安林の指定をする予定である旨の通知 (林業課) 2
 - 道路の区域変更及びその関係図面の縦覧 (道路維持課) 3
 - 道路の供用開始及びその関係図面の縦覧 (同) 3
 - 都市計画の図書の縦覧 (都市計画課) 3
- ### 公告
- 予防接種の実施に関し協力する旨を承諾する医師の変更 (保健予防課) 4
 - 土地改良区役員の退任の届出 (耕地課) 4
 - 土地改良区役員の就任の届出 (同) 4
 - 換地計画認可申請を適当と決定した旨及びその関係書類の縦覧 (農村整備課) 5
 - 同件 (同) 6
 - 同件 (同) 6
 - 同件 (同) 7
 - 換地計画を定めた旨及びその関係書類の縦覧 (同) 7

告示

三重県告示第35号

次のとおり家畜伝染病が発生した旨、家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第13条第4項の規定により、四日市市長から報告があった。

平成2年1月19日

三重県知事 田川 亮 三

1 病名 ヨーネ病

中島 課長補佐
岡地
主幹
主査
主任

- 2 家畜の種類 牛
- 3 患畜及び疑似患畜の区分 患畜
- 4 頭数 1頭
- 5 発生場所 四日市市上海老町
- 6 発生年月日 平成2年1月9日

三重県告示第36号

養鶏振興法（昭和35年法律第49号）第7条第1項の規定により、次のとおりふ化業者を登録した。

平成2年1月19日

三重県知事 田川亮三

登録番号	登録年月日	住所並びに名称及び代表者氏名	ふ化場の名称及び所在地
元 - 2	平成2年 1月10日	松阪市上川町136番地 株式会社松阪ファーム 代表取締役 安部道夫	株式会社松阪ファーム 松阪原種鶏農場 松阪市上川町136番地
元 - 3	平成2年 1月10日	度会郡二見町荘800-1 代表者 豊岡喜八郎	度会孵化場 度会郡二見町荘800-1

三重県告示第37号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨、通知があった。

平成2年1月19日

三重県知事 田川亮三

- 1 保安林予定森林の所在場所
一志郡美杉村川上字小瀬戸945の1
- 2 指定の目的
水源のかん養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、中勢北部地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

「次のとおり」は、省略し、その関係書類を三重県農林水産部林業事務局林業課及び美杉村役場に備え置いて縦覧に供する。

三重県告示第38号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、「関係図面」は、三重県土木部道路維持課に備え置いて、告示の日から3月間縦覧に供する。

平成2年1月19日

三重県知事 田川亮三

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 306号
- 3 道路の区域

区間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
員弁郡藤原町大字志礼石新田字白瀬野19番1地先から	旧新	5.50~16.00	3,074.60
員弁郡藤原町大字本郷字天白313番2地先まで	新	9.30~56.00	3,416.40

三重県告示第39号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。

なお、「関係図面」は、三重県土木部道路維持課に備え置いて、告示の日から3月間縦覧に供する。

平成2年1月19日

三重県知事 田川亮三

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般国道 306号	員弁郡藤原町大字志礼石新田字白瀬野19番1地先から 員弁郡藤原町大字大貝戸字梓之木原2555番1地先まで	平成2年1月22日

三重県告示第40号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条第1項の規定により松阪、嬉野及び三雲都市計画下水道を決定したので、同法第20条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成 2 年 1 月 19 日

三重県知事 田 川 亮 三

- 1 都市計画を決定する土地の区域
中勢沿岸流域下水道（松阪処理区）
都市計画図書において表示する。
- 2 縦覧場所
三重県土木部都市計画課、松阪市建設部都市計画課、嬉野町企画課及び三雲町建設課

公 告

予防接種法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 36 号）第 4 条第 1 項の規定等に基づき、予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）第 3 条、第 6 条及び第 9 条の規定による予防接種、結核予防法（昭和 26 年法律第 96 号）第 13 条及び第 14 条の規定による予防接種並びに市町村長が実施主体となつて行つたその他の予防接種の実施に関し、三重県下全市町村長に協力する旨を承諾する医師について、次のとおり変更があつた。

平成 2 年 1 月 19 日

三重県知事 田 川 亮 三

新規承諾
 住所地又は勤務地市町村名 医師名
 鈴 鹿 市 鎌塚 雅弘

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 16 項の規定により、次の土地改良区から、理事の退任の届出があつた。

平成 2 年 1 月 19 日

三重県知事 田 川 亮 三

橿田川被川沿岸土地改良区（松阪市豊原町 5 番地の 4）
 退任理事
 多気郡明和町大字大淀 2675-2 浜 口 栄 一

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 16 項の規定により、次の土地改良区から、理事及び監事の就任の届出があつた。

平成 2 年 1 月 19 日

三重県知事 田 川 亮 三

荒蒔土地改良区（多気郡多気町大字相可 1600 番地）

就任理事

- 多気郡多気町大字荒蒔 175 番地 1
- “ “ 相可 208 番地
- “ “ “ 311 番地 1
- “ “ “ 366 番地 1
- “ “ “ 209 番地 3
- “ “ 荒蒔 115 番地 2
- “ “ “ 186 番地
- “ “ “ 188 番地 1

- 中 西 嘉 平
- 野 村 吉 彦
- 小 坂 清次郎
- 西 岡 祐 一
- 百 木 清
- 田 中 次 郎
- 田 丸 辰 美
- 森 要 時

就任監事

- 多気郡多気町大字荒蒔 153 番地 1
- “ “ 相可 347 番地 1

- 福 田 恵 一
- 竹 内 亮 二

○松阪市八幡沖土地改良区（松阪市笹川町 2205 番地）

就任理事

- 松阪市丹生寺町 395 番地の 1
- “ “ 342 番地
- “ 西野町 1407 番地
- “ “ 1867 番地
- “ “ 1377 番地
- “ 桂瀬町 381 番地
- “ “ 378 番地の 1
- “ “ 315 番地
- “ 笹川町 767 番地
- “ “ 758 番地
- “ “ 632 番地
- “ “ 604 番地
- “ 矢津町 1693 番地
- “ 笹川町 57 番地
- “ “ 375 番地

- 渡 谷 昌 巳
- 錦 正 造
- 三 井 茂
- 川 口 保
- 三 井 三 吉
- 堀 田 隆
- 橋 本 政 市
- 橋 本 勇
- 中 川 義 晴
- 三 在 芳 秋
- 中 島 弘
- 中 西 徳 太 郎
- 森 賢 一
- 福 島 勇
- 仲 田 和 男

就任監事

- 松阪市桂瀬町 222 番地
- “ 笹川町 605 番地

- 堀 木 実
- 中 西 俊 三

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 96 条の 4 において準用する同法第 52 条の 2 第 1 項の規定により、多気町（河田地区）の換地計画認可申請は、適当

と決定した。

なお、当該決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成 2 年 1 月 19 日

三重県知事 田 川 亮 三

- 1 縦覧に供する書類の名称
換地計画書の写し
- 2 縦覧の期間
平成 2 年 1 月 19 日から同年 2 月 7 日まで
- 3 縦覧の場所
多気町役場

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第52条の2第1項の規定により、南勢町（徳原地区第1換地区）の換地計画認可申請は、適当と決定した。

なお、当該決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成 2 年 1 月 19 日

三重県知事 田 川 亮 三

- 1 縦覧に供する書類の名称
換地計画書の写し
- 2 縦覧の期間
平成 2 年 1 月 19 日から同年 2 月 7 日まで
- 3 縦覧の場所
南勢町役場

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第52条の2第1項の規定により、南勢町（徳原地区第3換地区）の換地計画認可申請は、適当と決定した。

なお、当該決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成 2 年 1 月 19 日

三重県知事 田 川 亮 三

- 1 縦覧に供する書類の名称
換地計画書の写し
- 2 縦覧の期間
平成 2 年 1 月 19 日から同年 2 月 7 日まで
- 3 縦覧の場所
南勢町役場

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第52条の2第1項の規定により、南勢町（徳原地区第6換地区）の換地計画認可申請は、適当と決定した。

なお、当該決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成 2 年 1 月 19 日

三重県知事 田 川 亮 三

- 1 縦覧に供する書類の名称
換地計画書の写し
- 2 縦覧の期間
平成 2 年 1 月 19 日から同年 2 月 7 日まで
- 3 縦覧の場所
南勢町役場

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、県営畜産経営環境整備事業中勢南部地区七日市換地区の換地計画を定めた。

なお、当該決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成 2 年 1 月 19 日

三重県知事 田 川 亮 三

- 1 縦覧に供する書類の名称
換地計画書の写し
- 2 縦覧の期間
平成 2 年 1 月 19 日から同年 2 月 7 日まで
- 3 縦覧の場所
飯高町役場

きたえつつ 自ら伸びよう 青少年

毎月 5 日は「青少年の日」

毎週火、金曜日発行

購読料（送料共）1 箇月 2,260 円

1 箇年 27,120 円

平成 2 年 1 月 19 日印刷発行

津市広明町 13 番地

三 重 県

印刷 三重県総務部学事文書課